

建築基準法の道路について

岩手県では、ホームページ「いわてデジタルマップ」内の「指定道路図」により、建築基準法の道路種別を色分けし、情報提供しています。

しかし、指定道路図の中には色が塗られていない道路や、過去の情報が適切でないことにより、色塗りの種別が実態と合っていない道路も多数存在しています。

このような「色が塗られていない道路」、「色塗りの種別に疑義がある道路」については、次の資料等を持参のうえ「盛岡広域振興局土木部 建築指導課」にご相談ください。

資料を確かめたうえで、現地調査を行い、道路種別を判定致します。

資料等の種類	
<input type="checkbox"/>	指定道路図の写し（【岩手県 指定道路図】で検索）
<input type="checkbox"/>	案内図（調査する場所の判る地図）
<input type="checkbox"/>	公図のコピー（法務局）
<input type="checkbox"/>	現況写真
<input type="checkbox"/>	道路・土地の登記簿など、所有権の判るもの
<input type="checkbox"/>	市町に市道又は町道であるかどうかを尋ねた結果（口答で良いです）
<input type="checkbox"/>	道路と土地の間に水路がある場合には、水路の管理者名
<input type="checkbox"/>	2ページを参考に、ご自身による道路種別の予想を記入してください。 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条1項_____号道路であると思われる <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条2項道路であると思われる <input type="checkbox"/> 建築基準法の道路には該当しないと思われる
<input type="checkbox"/>	調査結果をお知らせするため、氏名、会社名、連絡先電話番号を記入願います。 氏 名 _____ 会 社 名 _____ 連絡先電話番号 _____

全てが揃わなくても受け付けは可能ですが、判断する資料が多く、正確であるほど、回答までの時間が短くなります。

※ 通常は現地調査が伴うため、回答までに2～3週間の時間をいただいています。

※ 電話による道路種別のお答えは原則行っていません。

◆ お問い合わせ窓口

盛岡広域振興局土木部 建築住宅室 建築指導課
電話：019-629-6650

幅員が4m未満の場合は第2項の道路に該当するかどうかを調査してください。

建築基準法<抜粋>

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 **道路法**（昭和二十七年法律第八十号）による道路 ← **国道、県道、市町道が該当**
- 二 **都市計画法**、**土地区画整理法**（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、**都市再開発法**（昭和四十四年法律第三十八号）、**新都市基盤整備法**（昭和四十七年法律第八十六号）、**大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法**（昭和五十年法律第六十七号）又は**密集市街地整備法**（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
- 四 **道路法**、**都市計画法**、**土地区画整理法**、**都市再開発法**、**新都市基盤整備法**、**大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法** 又は**密集市街地整備法** による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、**道路法**、**都市計画法**、**土地区画整理法**、**都市再開発法**、**新都市基盤整備法**、**大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法** 又は**密集市街地整備法** によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至った際 現に建築物が立ち並んでいる 幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル（前項の規定により指定された区域内においては、三メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

.....

都市計画区域に入った時期が適用時期となります。市役所や町役場に時期を確認してください。

都市計画区域に入った際、道路沿いに既に建築物が立ち並んでいたかどうか確認してください。